

私立幼稚園 ICT 化支援補助金交付要綱

制 定	平成 3 0 年 9 月 4 日
一部改正	令和 元 年 9 月 2 7 日
一部改正	令和 2 年 8 月 1 7 日
一部改正	令和 3 年 2 月 1 2 日
一部改正	令和 3 年 6 月 2 1 日
一部改正	令和 5 年 2 月 2 7 日
一部改正	令和 6 年 5 月 9 日

(趣旨)

第 1 条 県は、幼児教育の質の向上のための ICT 化支援を行うことにより、指導要録等の書類作成業務や園児の登降園管理等の業務について、幼稚園教諭の事務負担の軽減を図ることを目的とし、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和 4 0 年埼玉県規則第 1 5 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付の対象)

第 2 条 この補助金の交付の対象は、「教育支援体制整備事業費交付金(認定こども園設置促進事業)実施要領（文部科学省初等中等教育局長裁定）」（以下「実施要領」という。）に掲げる「幼児教育の質の向上のための ICT 化支援」（以下「事業」という。）とする。

2 申請年度の 4 月 1 日以降に着手したものについては、交付内定日前であっても交付対象とする。

(交付額の算定方法)

第 3 条 この補助金の交付額は、次により算出する。なお、算出された額に 1, 0 0 0 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(1) 実施要領の 4 の対象経費の実支出額の合計額と、総事業費から寄付金その他の収入額（寄付金収入額を除く。）を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(2) 実施要領の 3 の(1)により交付基準額を算定する。

(3) (1)により選定された額と(2)により算出した額とを比較していずれか少ない方の額に実施要領の 3 の(2)に掲げる国の負担割合を乗じて得た額の合計額の範囲内の額を交付する。

(交付の条件)

第 4 条 この補助金の交付については、次の条件が付されるものとする。

(1) 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が 5 0 万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 4 0 年大蔵省令第 1 5 号）で定めている耐用年数を経過するまで、知事の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄してはならない。

(2) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、

その収入の全部又は一部を返還させることがある。

- (3) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (4) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後５年間保管しておかなければならない。
- (5) 事業の対象経費と重複して、他の補助金等（市町村等が実施する補助金を含む。）の交付を受けてはならない。
- (6) 交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が次の事項の一に該当する場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、ア及びイに掲げる事項のうち、補助金の交付の目的の達成に影響を及ぼさず、かつ、交付決定された額に変更をきたすことのない軽微なものについては、この限りでない。
 - ア 事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。
 - イ 事業の内容を変更しようとするとき。
 - ウ 事業を中止し、又は廃止しようとするとき。
- (7) 補助事業者が(1)から(6)までにより付した条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を返還させることがある。
- (8) (1)により付した条件に基づき、知事が財産の処分を承認する場合には、あらかじめ文部科学大臣の承認を受けなければならない。

（申請書の様式等）

第５条 規則第４条第１項の申請書の様式は、様式第１号のとおりとする。

２ 規則第４条第１項の申請書の提出期限は、別に知事が定めるものとし、その提出部数は１部とする。

３ この補助金の交付決定後の事情の変更により、申請の内容を変更して変更交付申請を行う場合には、第１項及び第２項を準用する。

（記載事項）

第６条 規則第４条第１項第３号に掲げる事項は、記載することを要しない。

２ 規則第４条第２項第１号から第４号までに掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

３ 規則第４条第２項第５号に規定する知事の定める事項は、事業計画書とする。

（交付決定通知書の様式）

第７条 規則第７条の交付決定通知書の様式は、様式第２号のとおりとする。

（状況報告）

第８条 補助事業者は、知事の要求があったときは、補助事業の遂行の状況について、当該要求に係る事項を書面で知事に報告しなければならない。

（実績報告書の様式）

第９条 規則第１３条の実績報告書の様式は、様式第３号のとおりとし、その提出期限は別に知事が定める。

（補助金の額の確定通知）

第１０条 規則第１４条の補助金の額の確定の通知は、様式第４号により行うものとする。

- 2 知事は、補助金の交付の申請時において補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないものであって、補助金の額の確定時において当該消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、前項の額の確定において当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額するものとする。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第11条 補助事業者は、補助金の交付の申請時において補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないものであって、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により当該消費税等仕入控除税額が確定した場合には、速やかに消費税等仕入控除税額確定報告書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の報告書の提出があった場合には、当該消費税等仕入控除税額に相当する額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（暴力団排除に関する誓約）

第12条 補助事業者は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

附 則

この要綱は、平成30年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年度分の補助金から適用する。

暴力団排除に関する誓約事項

当事業者は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（埼玉県暴力団排除条例（平成 23 年埼玉県条例第 39 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (5) 補助事業を実施するに当たり、法人等が、第三者と委託契約その他の契約（以下「委託契約等」という。）を締結する場合に、その相手方が(1)から(4)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (6) 補助事業を実施するに当たり、法人等が、(1)から(4)までのいずれかに該当する第三者と委託契約等を締結する場合（(5)に該当する場合を除く。）に、埼玉県が法人等に対して当該委託契約等の解除を求め、法人等がこれに従わなかったと認められるとき。

設置者番号				
-------	--	--	--	--

年度私立幼稚園 ICT 化支援補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

所在地

法人名

代表者名

下記により、年度私立幼稚園 ICT 化支援補助金の交付を受けたいので、補助金等の交付手続等に関する規則第 4 条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1	交付申請額	金	円
	その内訳	園	円
		園	円
		園	円

2 事業の目的
幼児教育の質の向上のための ICT 化支援

3 事業の内容
事業計画書（別紙 1）・内訳書（別紙 2）のとおり

4 添付書類
（1）採択理由書（添付資料 1）
（2）補助金に係る確認書（添付資料 2）
（3）補助事業経費見積書の写し（不採択分を含め、最低 3 者以上）
（4）採択業者のカタログ、仕様書等

設置者番号				
-------	--	--	--	--

年度私立幼稚園 ICT化支援補助金交付決定通知書

学 事 第 号
年 月 日

様

埼玉県知事

年 月 日付けで申請のあった 年度私立幼稚園 ICT化支援補助金については、下記のとおり交付します。

記

1	交付金額	金		円
	その内訳		園	円
			園	円
			園	円
			園	円
			園	円
			園	円

2 支払方法 精算払

3 条 件

- (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更をする場合においては、知事の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (4) 次のいずれかに該当する場合は、補助金の全部又は一部について返還を命ずることがある。
 - ア この補助金を補助の交付の目的に反して使用したとき。
 - イ 補助事業に関して虚偽の申請又は報告をしたとき。
- (5) 知事が、埼玉県職員をしてこの補助事業に関する会計帳簿・証拠書類等を調査させた場合は、これに応じなければならない。

設置者番号				
-------	--	--	--	--

年度私立幼稚園ICT化支援補助金実績報告書

年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

所在地
法人名
代表者名

年 月 日付け学事第 号で交付決定の通知を受けた 年度私立幼稚園ICT化支援事業が完了したので、補助金等の交付手続等に関する規則第13条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1	交付決定額	金	円
	その内訳	園	円
		園	円
		園	円
		園	円
		園	円

2 添付書類

- （1）事業実施結果報告書（別紙1）
- （2）納品書、作業完了届の写し
- （3）請求書の写し
- （4）領収書の写し

設置者番号				
-------	--	--	--	--

年度私立幼稚園ICT化支援補助金確定通知書

学 事 第 号
年 月 日

様

埼玉県知事

年 月 日付けで実績報告のあった 年度私
立幼稚園ICT化支援事業については、下記のとおり補助金の額を確定
したので、補助金等の交付手続等に関する規則第 1 4 条の規定に基づ
き通知します。

		記	
1	交付決定額 金	円	
	その内訳		
		園	円
		園	円
		園	円
		園	円
		園	円
		園	円
2	確定額 金	円	
	その内訳		
		園	円
		園	円
		園	円
		園	円
		園	円

（宛先）埼玉県知事

所 在 地
法 人 名
代 表 者 名

年度私立幼稚園 ICT 化支援補助金に係る
消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定
に伴う報告書

年 月 日付け学事第 号で交付額の確定通知を受けた
年度私立幼稚園 ICT 化支援補助金について、私立幼稚園 ICT 化支援補助金交
付要綱第 1 1 条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 補助金額（交付要綱第 1 0 条による額の確定額）

金 円

2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に
係る仕入控除税額（要補助金返還相当額）

金 円

（注） 別紙として返還額に係る積算の内訳を添付すること。